

海上輸送されるロシア原産石油製品に対する上限価格措置に関する G7 及びオーストラリアの声明（仮訳）

（2023 年 2 月 4 日）

ベルリン、ブリュッセル、キャンベラ、ロンドン、オタワ、
パリ、ローマ、東京、ワシントン

1. 2023 年 2 月 4 日、「上限価格連合」は、海上輸送されるロシア原産の石油製品の上限価格について合意に至った。これは 2022 年 9 月 2 日の G7 財務大臣声明及び海上輸送されるロシア産原油上限措置に係る 12 月 2 日の「上限価格連合」の声明に続くものである。この上限価格政策は、その価格がそれぞれの上限価格を超えない場合に、我々のサービス提供者がロシア原産の原油及び石油製品を第三国に海上輸送する支援を行い続けることを許容すること等により、ウクライナに対する侵略戦争からロシアが利益を得ることを制限し、世界のエネルギー市場の安定化を支援し、ロシアの侵略戦争による負の経済的波及効果、特に低中所得国に対するものを最小化することを意図している。
2. 石油製品については、我々は、原油に対する各製品の相対的な価格を含めた市場のダイナミクスを考慮に入れ、2 つの価格水準を設定する。1 つは軽油、灯油及びガソリン等の「原油に対してプレミアムの付く」石油製品について、もう一つは重油等の「原油に対してディスカウントされる」石油製品についてである。原油に対してプレミアムの付く石油製品の上限価格は 1 バレルあたり 100 米ドル、原油に対してディスカウントされる石油製品の上限価格は 1 バレルあたり 45 米ドルになる。
3. 石油製品に係る上限価格は、2023 年 2 月 5 日に、又はその後すみやかに、我々の各法域を通じて実施されることになる。我々の各々の枠組みには、2023 年 2 月 5 日より前に積出港で船積みされる石油製品に関する取引についての時限的な例外を含むことが見込まれる。上限価格の実施についての詳細は、我々の各法域ごとに公表されている、又は間もなく公表される予定の、ガイダンスで参照することができる。
4. 原油に加えて石油製品についての上限価格を導入するにあたって、我々は、継続的にその有効性及び効果を監視することにコミットする。上限価格連合は、エネルギー市場の安定を支援しつつロシアの歳入を更に減少させるべく、その 2 つの目的を原油に係る上限価格が引き続き果たしていくことを確保するため、3 月に当該上限価格のレビューを実施することにコミットする。当該連合は、必要に応じて上限価格のレビューを行い、調整する用意がある。我々は、我々の各法域の外の国に所在す

る、海上輸送されるロシア原産の原油及び石油製品の輸入者に対し、割引されたロシア産原油及び石油製品を購入するために上限価格を引き続き最大限活用することを推奨する。上限価格政策は、とりわけ発展途上国に、市場実勢価格より割引価格で石油及び石油製品へのアクセスを提供することとなる。

5. 「上限価格連合」は、2023年2月4日現在、オーストラリア、カナダ、欧州連合、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国から成る。